

◎公益信託に関する法律

(令和六年五月二二日法律第三〇号)

一、提案理由 (令和六年四月二日・参議院内閣委員会)

○国務大臣 (加藤鮎子君) ただいま議題となりました公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案及び公益信託に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、公益信託に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、我が国社会において、社会的課題の解決に向けた民間の取組がますます重要となる中、企業や国民が公益活動を展開していく手段として公益信託を広く活用することができるよう、公益信託の許可及び監督を主務官庁の裁量により行う現行制度を抜本的に見直し、公益信託の認可及び監督を公益法人制度と共通の枠組みで行う制度を創設するものです。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公益信託の認可及び監督について、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が一元的な行政庁として、公益認定等委員会又は都道府県に置かれた合議制の機関の意見に基づいて行うこととしております。

第二に、公益信託について、行政庁の認可を受けなければその効力を生じないものとするとともに、信託としての特殊性を考慮した上で、公益法人制度と整合するよう、公益信託の認可の基準、公益信託事務に係る財務規律、財産目録等の備置き及び閲覧等の規定を定めることとしております。

このほか、現行の公益信託の移行措置など所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告 (令和六年四月五日)

○阿達雅志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、公益信託に関する法律案は、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両制度の見直しの意義及び効果、公益法人の財務規律を柔軟化する意義、監督及びガバナンスの在り方、小規模な法人に対する支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって

御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年四月四日）

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令六法二九）の附帯決議と一括して掲載）

三、衆議院内閣委員長報告（令和六年五月一四日）

○星野剛士君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、公益信託に関する法律案は、公益信託の認可及び監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月七日本委員会に付託され、翌八日加藤国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十日に質疑を行い、質疑終局後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年五月一〇日）

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令六法二九）の附帯決議と一括して掲載）